

旭川教育旅行等割引券発行事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、延期や変更となっている教育旅行等の市内での安全安心な実施の促進及び市内宿泊・観光・飲食事業者等の活性化を目的とし、教育旅行等での来訪者向けの市内各店舗で利用できる旭川教育旅行等割引券（以下「割引券」という。）の発行、交付等の事業について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実行委員会 前条の目的を達成する等のために設置されるあさひかわプレミアム付商品券等発行事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）をいう。
- (2) 割引券 前条の目的を達成する等のために実行委員会によって発行、交付する、額面500円の割引券（1冊4枚）をいう。
- (3) 教育旅行等 学校教育法第1条に定める学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）や専修学校、各種学校等が、教育活動の一環として引率を伴い実施する旅行をいう。
- (4) 特定取引 割引券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入又は役務の提供をいう。
- (5) 特定事業者 特定取引を行い、受け取った割引券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。
- (6) 取次金融機関 特定事業者から換金の申出のあった割引券を実行委員会に取り次ぐ金融機関をいう。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、次の交付要件を満たす教育旅行等を実施する団体とする。

(交付要件)

第4条 割引券を交付する教育旅行等は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内の宿泊施設において10人泊以上の宿泊を伴うもの。
- (2) 市内の施設等を1か所以上見学又は利用するもの。

(交付数)

第5条 割引券の交付数は、交付要件を満たす教育旅行等の参加者一人当たり1冊とする。

2 割引券の発行冊数は2,000冊とする。

(交付申請)

第6条 割引券の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該旅行の催行前までに旭川教育旅行等割引券発行事業交付申請書（様式第1号）及び関係書類を実行委員会へ提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 実行委員会は、前条の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、割引券の交付の可否を決定する。

2 実行委員会は、割引券の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付すことができる。

(交付決定等の通知)

第8条 実行委員会は、交付決定したときは、速やかに決定の内容を旭川教育旅行等割引券発行事業交付決定通知書(様式第2号)により当該旅行の催行前までに申請者に通知するとともに、実行委員会から割引券の交付を行う。

2 実行委員会は、割引券の交付をしないことを決定したときも、その旨を書面により申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は前条第1項に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に、不服があるときは、当該旅行の催行前までに、割引券の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項に規定する取下げがあったときは、取り下げた申請に係る助成の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第10条 実行委員会は、第7条の交付を決定した後において、割引券の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)が教育旅行等の全部又は一部を遂行することができなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、割引券の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。ただし、教育旅行等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(決定の内容の変更・廃止等)

第11条 交付対象者は、割引券の交付決定の内容に関し変更しようとするときは、旭川教育旅行等割引券発行事業変更・廃止承認申請書(様式第3号)を実行委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、割引券の交付の目的の達成及び教育旅行等の遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められる場合であって、交付決定内容に変更がない場合はこの限りではない。

(実績報告)

第12条 交付対象者は、教育旅行等が終了したときは、令和2年3月31日までに当該教育旅行等に関し、旭川教育旅行等割引券発行事業実績報告書(様式第4号)及び関係書類を実行委員会に提出しなければならない。

(手続きの委任)

第13条 申請者は、交付におけるすべての手続きを旅行会社等に委任することができる。この場合、旭川教育旅行等割引券発行事業委任状(様式第5号)を申請時に実行委員会に提出しなければならない。

(割引券の使用範囲等)

第14条 割引券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 割引券の使用期間は、令和2年9月1日から令和3年2月28日までの間とする。

3 特定取引に使用された割引券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われぬものとする。

4 割引券は、交換、譲渡及び特定取引以外における売買を行うことができない。

5 割引券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。

6 割引券は、次の各号に掲げる物品等の購入及び役務の提供を受けるために使用すること

はできない。

- (1) 出資、有価証券の購入、債務の支払等消費に当たらないもの
- (2) 割引券以外の商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号に規定する営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (4) たばこ等小売定価以外による販売が禁止されているものの購入
- (5) 指定ごみ袋、会館使用料、水道料金、公営ギャンブル、宝くじ等国及び地方公共団体への支払い

（特定事業者の登録等）

第15条 実行委員会は、別に作成する募集要項を公示して特定事業者を募集し、応募した事業者を登録の上、特定事業者に特定事業者登録証明書を交付する。

（特定事業者の責務）

第16条 特定事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定取引において割引券の受取りを拒むこと。
 - (2) 割引券の交換、譲渡及び特定取引以外における売買を行うこと。
 - (3) 実行委員会と適切な連携体制を構築すること。
 - (4) 前条の募集要項に定める事項を遵守すること。
- 2 実行委員会は、特定事業者が前項各号に掲げる事項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

（割引券の換金手続）

第17条 実行委員会は、特定取引において割引券が使用された場合は、当該特定取引を行った特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

- 2 前項の場合において、特定事業者は、別に実行委員会が定める取次金融機関に、第15条の規定により交付を受けた特定事業者登録証明書を提示するとともに、令和3年2月28日までの特定取引において受け取った割引券を提出して、券面記載の金額での換金を申し出るものとする。
- 3 換金の方法は、特定事業者の預金口座への振替の方法によることとし、その口座振替の方法は、取次金融機関と協議の上、実行委員会が別に定める。
- 4 特定事業者は、取次金融機関に対し、実行委員会が別に定める日までに割引券の換金を申し出なければならない。

（割引券に関する周知）

第18条 実行委員会は、割引券発行事業の実施に当たり、交付対象者の要件、割引券の利用方法等の事業の概要について、広報その他の方法による教育旅行等実施団体等への周知を行うものとする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか当該事業実施のために必要な事項は、実行委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月7日から施行する。

あさひかわプレミアム付商品券等発行事業実行委員会
委員長 中村 彰利 様

申請者
(住所)
(名称)
(代表者) 印

旭川教育旅行等割引券発行事業交付申請書

次の教育旅行等について、旭川教育旅行等割引券発行事業実施要綱に基づき旭川教育旅行等割引券の交付を申請します。

- 1 学校名（団体名） _____
- 2 代表者名 _____
- 3 教育旅行等実施期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（ 日間）
- 4 参加者数 _____人
内訳：児童・生徒等 _____人，引率者 _____人
- 5 宿泊施設名 _____
- 6 旭川市内での宿泊数 _____泊
- 7 見学・利用施設名 _____
- 8 担当者連絡先 住所 _____
名称 _____
担当者 _____ /電話番号 _____
9. 添付書類 教育旅行等行程表（スケジュール表）
参加者名簿

令和 年 月 日

様

あさひかわプレミアム付商品券等発行事業実行委員会
委員長 中村 彰利

旭川教育旅行等割引券発行事業交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました、旭川教育旅行等割引券発行事業につきましては、交付要件を満たし、事業目的に沿う内容であると認められることから次のとおり交付します。

- 1 申請者の所在地、名称及び代表者の氏名
住所
学校名（団体名）
代表者名

- 2 交付冊数 _____冊

- 3 交付の条件

当該旅行終了後、速やかに事業報告及び関係書類を提出して下さい。ただし、報告書の提出は交付決定通知年度の3月31日を越えないこととします。

その他、旭川教育旅行等割引券発行事業実施要綱を遵守してください。

様式第3号（第11条関係）

令和 年 月 日

あさひかわプレミアム付商品券等発行事業実行委員会
委員長 中村 彰利 様

申請者
(住所)
(名称)
(代表者) 印

旭川教育旅行等割引券発行事業申請変更・廃止承認申請書

令和 年 月 日付けで交付決定通知のありました教育旅行等について次のとおり変更・中止したいので、旭川教育旅行等割引券発行事業実施要綱に基づき申請します。

- 1 学校名（団体名）
- 2 申請内容（○をつけてください）
変 更 ・ 廃 止
- 3 変更・廃止の理由
- 4 変更内容

様式第4号（第12条関係）

令和 年 月 日

あさひかわプレミアム付商品券等発行事業実行委員会
委員長 中村 彰利 様

申請者
(住所)
(名称)
(代表者)

印

旭川教育旅行等割引券発行事業実績報告書

次のとおり教育旅行等が終了したので、関係書類を添えて報告いたします。

- 1 学校名（団体名） _____
- 2 代表者名 _____
- 3 教育旅行等実施期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（日間） _____
- 4 参加者数 合計 _____ 人
内訳：児童・生徒等 _____ 人，引率者 _____ 人
- 5 宿泊施設名 _____
- 6 旭川市内での宿泊数 _____ 泊
- 7 見学・利用施設名 _____
- 8 添付書類 教育旅行等行程表（スケジュール表）（実績）
市内宿泊施設利用証明書（任意様式）

(任意様式)

学校名 (団体名) _____ 様

旭川市内宿泊施設利用証明書

| | | |
|-------------|----------------------------|----------|
| 学校名 | | |
| 宿泊数 (期間) | 泊 (令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日) | |
| 宿泊者数 | 合計 | 人 |
| | 内訳 | 児童・生徒等 人 |
| | | 引率者 人 |

以上のとおり、宿泊したことを証明します。

令和 年 月 日

住 所

宿泊施設名

代表者名 _____ 印

様式第5号（第13条関係）

旭川教育旅行等割引券発行事業委任状

令和 年 月 日

受任者 住 所

氏 名

連絡先

私は、上の者を代理人として、下記の事項について委任します。

記

1. 旭川教育旅行等割引券発行事業における一切の事務手続き
2. 旭川教育旅行等割引券の收受

以上

委任者 住所

氏名 _____ ㊞